

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護)

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

介護保険施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する平成18年厚生労働省令34号・36号に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 溪仁会
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北3条西28丁目2番1号
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 谷内 好
電話番号	(011) 640-6767

2. ご利用施設

施設の名称	小規模多機能型居宅介護つむぎ
施設の所在地	札幌市手稲区前田3条9丁目2番7号
管理者の氏名	管理者 渡邊 基士
事業所番号	0190401067
電話番号	(011) 686-0300
FAX番号	(011) 686-0301

3. 事業所の目的と運営の方針

事業所の目的	要介護者及び要支援者（以下、「ご利用者様」といいます。）が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより日々の暮らしの支援を行い、又孤立感の解消及び心身機能の維持並びにそのご家族様の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	1. 当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。 2. ご利用者様が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供します。

	<p>3. ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、ご利用者様がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。</p> <p>4. 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、ご利用者様の機能訓練及びご利用者様が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。</p> <p>5. 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者様または、ご家族様に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行います。</p> <p>6. 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行い登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。</p> <p>7. ご利用者様の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。</p> <p>8. 提供する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けてそれらの結果を公表し、常に改善を図ります。</p>
--	--

4. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

札幌市手稲区全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日曜日 *午前9時30分から午後4時30分
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日曜日 午後4時30分から翌日午前9時30分

* 通いサービスにつきましては、送迎対応が可能な時間を明記しております。早朝や時間延長等における時間外のご利用につきましては、お気軽にご相談ください。

* 受付・相談等につきましては、午前9時から午後5時まで対応しております。

5. 施設の概要

小規模多機能型居宅介護つむぎ

敷地	265.47㎡	
建物	構造	木造モルタル造2階建
	延床面積	157.17㎡
	登録定員	介護予防小規模多機能型居宅介護を含む 29名 (通い1日15名・宿泊1日5名)

・主な設備

設備の種類	数	備考
宿泊室	3	個室1：テレビ・ベッド・家具設備 その他の宿泊室2：テレビ・ベッド・家具設備
小規模多機能スペース	1	居間・食堂含む
トイレ	2	1階・2階に各一ヶ所
脱衣所・浴室	各1	浴室は個室浴
台所	1	

6. 職員体制（法令で定める職員配置を基準とする）

(1) 職員の職種、員数

従業者の職種	指定基準	常勤換算後の配置	備考
管理者	1名	1名	兼務
介護支援専門員	1名	1名以上	常勤・兼務
看護職員	1名	1名	常勤・専任
介護職員	通い 3：1名 訪問 2名	通い 3：1名以上 訪問 2名以上	常勤・兼務、常勤・専任、 非常勤・専任含む

(2) 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業を代表し、業務の総括にあたります。
介護支援専門員	ご利用者様及びご家族様の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所ご利用者様の（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成、及び居宅サービス計画の作成、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行います。
看護職員	健康把握を行うことにより、ご利用者様の健康状態を的確に把握するとともに、ご利用者様のかかりつけ医等の関係機関との連絡・調整を行います。

介護職員	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、ご利用者様の心身の状況等を的確に把握し、ご利用者様に対し適切な介助を行います。また、宿泊に対して1人以上の夜勤を配置します。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直または夜勤1名以上を配置します。
------	---

(3) 勤務体制

管理者	日勤（8：30～17：30）月～金	
介護支援専門員	日勤（8：30～17：30）月～金	
看護職員	日勤（8：30～17：30）	
介護職員	昼間の体制（月～日）	日勤（8：30～17：30） 早出（7：30～16：30） 遅出（11：00～20：00） 内、訪問職員1名
	夜間の体制（月～日）	夜勤（16：30～9：30）1人 宿直（20：00～8：30）1人

7. サービスの種別と内容

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種別		内 容
通い サービス	食事	ご利用者様の状況に合わせて食事の介助を行います。
	健康管理	血圧測定等ご利用者様の全身状態の把握を行います。
	機能訓練	身体機能の低下を防止するよう努めます。
	排泄	ご利用者様の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入浴	<ul style="list-style-type: none"> 入浴または清拭を行います。 ご利用者様の状況に応じて衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 入浴サービスの利用は任意です。
	送迎	ご利用者様の希望により、ご自宅と事業者間の送迎サービスを行います。
	介護相談	ご利用者様とそのご家族様からのご相談に応じます。
訪問 サービス	ご利用者様の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上必要なサービスを提供します。	
	訪問サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）につきましては、無償で使用させていただきます。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 ① 医療行為 ② ご利用者様もしくはご家族様等からの金銭または高価な物品の授受 ③ 飲酒及び喫煙 ④ ご利用者様もしくはご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ⑤ その他ご利用者様もしくはご家族様等に行う迷惑行為
宿泊サービス	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上必要なサービスを提供します。

(2) 介護保険給付外サービス

種 別	内 容	自己負担額
食 費	ご利用者様に提供する食事に要する費用です。	朝食 300円 昼食 600円 おやつ 100円 夕食 600円
宿泊費	ご利用者様に提供する宿泊サービスに要する費用です。	1泊2日個室3,000 その他の宿泊室2,500円
おむつ代	事業所側で用意したおむつを使用された際の費用です。	1枚あたり ・オムツ 100円 ・パット 30円
レクリエーション・クラブ活動参加費	ご利用者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。	実 費
情報の開示	ご利用者様は、サービス提供についての記録を開示請求することができます。開示請求を受け、会議・委員会を通じて、開示の諾否を決定し、結果を書面により通知します。開示を写しの交付で行う場合、開示手数料が発生する場合があります。	実 費

◎ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、口座引き落としを原則としてお支払い頂きます。

(4) 利用の中止、変更、追加

* 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスは、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）に定められた内容を基本としつつ

契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせることで介護を提供するものです。

- * 利用予定日の前に、ご利用者様の都合により小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- * 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
- * サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用様に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）について

- * 小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）は、ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。
- * 事業者は、ご利用者様の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者様と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を定め、また、その実施状況进行评估します。計画の内容及び評価結果等は、書面に記載してご利用者様に説明の上交付します。

8. 緊急時における対応方法

- (1) 職員は、サービス実施中にご利用者様の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

9. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについてご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設苦情等申立て窓口（管理者 渡邊）までお気軽にご相談下さい。

また、ご意見箱を設置しておりますのでご利用下さい。責任をもって調査、改善をさせていただきます。又、当法人では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご利用者様の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しております。

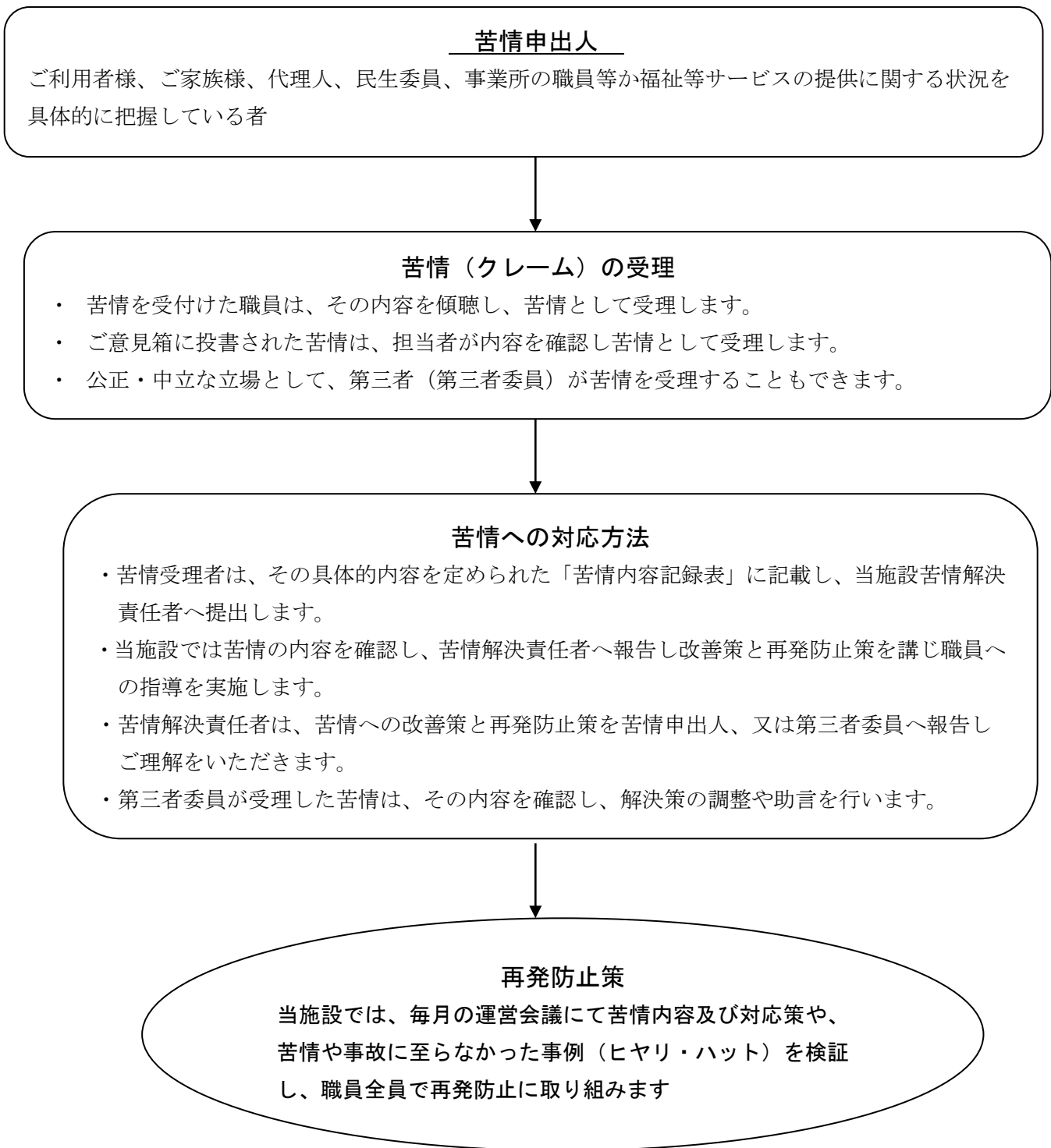
ご利用ご相談窓口

小規模多機能型居宅介護 つむぎ	苦情解決責任者	手稲つむぎの杜施設長 菊地 一朗
	苦情受付担当者	管理者 渡邊 基士 011-686-0300

第三者委員 (苦情申出窓口)	奥田 龍人	011-717-6001 (NPO法人シーズネット)
	前田 隆之	011-281-6113 (札幌市中央区社会福祉協議会)

札幌市役所	011-211-2547 (介護保険課)
手稲区役所	011-681-2400 (保健福祉課)
北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5175 (苦情担当)

苦情（クレーム）受付の流れ



10. 事故発生時の対応

当サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者様のご家族様、身元引受人等関係者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当施設に過失があった場合は、その損害を賠償します。

尚、サービスのご利用にあたっては、防ぎきれない事故等のリスクがあることもご理解下さい。

1 1. 個人情報保護

- (1) 事業所は、個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご利用者様やご家族様に関する情報を適正に保護します。
- (2) 事業所は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様やご家族様に関する個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (3) あらかじめ文書によりご利用者様やご家族様の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- (4) 事業所は、業務上知り得たご利用者様及びご家族様の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
- (5) 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、前項9「苦情（クレーム）受付の流れ」の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。尚、当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。

北海道総務部法制文書課行政情報センター	0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1
札幌市総務局行政部行政情報課	0 1 1 - 2 1 1 - 2 1 3 2
札幌市消費者センター	0 1 1 - 2 1 1 - 2 2 4 5
国民生活センター	0 3 - 5 4 7 5 - 3 7 1 1

1 2. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

[運営推進会議]
構成：ご利用者様、ご利用者様のご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等。
開催：隔月で開催。
会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

1 3. 協力医療機関・関連医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて次の機関を協力医療機関・関連医療機関として連携体制を整備しています。

協力医療機関・関連医療機関 手稲家庭医療クリニック
所在地 札幌市手稲区前田2条10丁目1番10号
電話番号 0 1 1 - 6 8 5 - 3 9 2 0

14. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、自動火災報知器、誘導灯、非常通報装置、カーテン（防災加工のあるもの）、消火器、非常用照明を使用しております。
消防計画等	消防署への届出日 <u>令和5年7月13日</u> 防火管理者 渡邊 基士

15. 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・面会時間 9時～20時 ・来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。
サービス利用に関わるリスク	サービス利用中は、安全に配慮したサービス提供を徹底致しますが、防ぎきれない事故等のリスクがあることについてご理解下さい。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は指定された場所で可能ではありますが、ライター等の火気の取り扱いに関しましては、こちらで管理させて頂きます。又、ご利用者様の病状や他のご利用者様とのトラブルの状況によっては喫煙、飲酒をお断りする場合があります。
宗教活動・政治活動	事業所内での他のご利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音等他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
ハラスメント行為	<p>①サービス従業者等に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷の迷惑行為</p> <p>②パワーハラスメント行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く等 ・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求等 <p>③セクシャルハラスメント行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要もなく身体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話しをする等 <p>④無断でサービス従業者等の写真や動画を撮影すること。また、無断で録音等を行うこと</p> <p>⑤その他前各号に準ずる行為</p> <p>※このような行為により健全な信頼関係が築くことができない場合には、ご利用中止、契約解除させていただく場合があります。</p>

動物飼育	事業所内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
所持金品の管理	ご本人様、ご家族様にて管理をお願いします。 (日常生活上の買物等に伴う少額の金銭の所持は可能です。)
利用料減額	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用料の減額を行っておりますのでお気軽にご相談ください。 ※ 利用者負担段階によって対象とならない場合があります。
高額介護サービス費	毎月の利用料（介護保険自己負担額）が下記の上限額を超えた場合に高額介護サービス費が支給されます。 利用者負担段階 第1段階 15,000円/月（個人） 第2段階 15,000円/月（個人） 24,600円/月（世帯） 第3段階 24,600円/月（世帯） 第4段階 44,400円/月（世帯） ※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額（44,600円）を設定。 第5段階 44,400円/月（世帯）※年間上限額はありません。 ※申請につきましては、ご本人様・ご家族様で行って頂きます。 初回の申請のみ行って頂くと、2回目以降の申請がなくても自動的に高額介護サービス費が払い戻されます。ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。 ◎ 過去に介護保険料の滞納があるときは給付されない場合があります。
支払方法	※ 利用料のお支払いは原則、口座自動引き落としにてお願いします。
	受付営業日 祝祭日を除く 月曜日～金曜日 9時～17時
	振込先銀行 北洋銀行 本店営業部
	店番号 028
	口座番号 普通 6967034
	口座名義 社会福祉法人溪仁会 小規模多機能型居宅介護つむぎ 理事長 谷内 好

16. その他運営についての留意事項

(1) 職員等の質の向上を図るため、次の研修の機会を設けます。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 定期的研修 随時

(2) 事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、職員等の人権意識の向上や知識の向上に努めます。

- ② 小規模多機能型居宅介護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員等がご利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (3) 職員等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、ご利用者様またはご家族様から求められたときは、これを提示します。
- (4) サービス担当者会議において、ご利用者様の個人情報を用いる場合は、ご利用者様の同意を、ご利用者様のご家族様の個人情報を用いる場合は、当該ご家族様の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとします。
- (5) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、ご利用申込者様及びそのご家族様に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のご利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供開始についてご利用申込者様の同意を頂きます。
- (6) 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、ご利用申込者様に対し自ら適切な小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。
- (7) 事業所は、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その方の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとします。
- (8) 事業所は、前項の介護保険被保険者証に、介護保険法第73号第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとします。
- (9) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を受けているご利用者様が、正当な理由なしに小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとします。
- (10) ここに定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとします。

17. 料金表

●介護保険利用者負担分

(小規模多機能型居宅介護) ※1割負担

要介護度	介護保険利用者負担分		
	月 額	サービス提供体制加算(Ⅱ)イ	看護職配置加算(Ⅰ)
要介護 1	10,600円	651円/月	916円/月
要介護 2	15,578円		
要介護 3	22,661円		
要介護 4	25,011円		
要介護 5	27,578円		

(小規模多機能型居宅介護) ※2割負担

要介護度	介護保険利用者負担分		
	月 額	サービス提供体制加算(Ⅱ)イ	看護職配置加算(Ⅰ)
要介護 1	21,200円	1,302円/月	1,831円/月
要介護 2	31,157円		
要介護 3	45,324円		
要介護 4	50,022円		
要介護 5	55,156円		

(小規模多機能型居宅介護) ※3割負担

要介護度	介護保険利用者負担分		
	月 額	サービス提供体制加算(Ⅱ)イ	看護職配置加算(Ⅰ)
要介護 1	31,801円	1,953円/月	2,746円/月
要介護 2	46,735円		
要介護 3	67,985円		
要介護 4	75,033円		
要介護 5	82,734円		

(介護予防小規模多機能型居宅介護) ※1割負担

要介護度	介護保険利用者負担分	
	月 額	サービス提供体制加算 (I) イ
要支援 1	3, 4 9 6 円	6 5 1 円/月
要支援 2	7, 0 6 6 円	

(介護予防小規模多機能型居宅介護) ※2割負担

要介護度	介護保険利用者負担分	
	月 額	サービス提供体制加算 (I) イ
要支援 1	6, 9 9 3 円	1, 3 0 2 円/月
要支援 2	1 4, 1 3 2 円	

(介護予防小規模多機能型居宅介護) ※3割負担

要介護度	介護保険利用者負担分	
	月 額	サービス提供体制加算 (I) イ
要支援 1	1 0, 4 8 9 円	1, 9 5 3 円/月
要支援 2	2 1, 1 9 8 円	

※ 日額について

月途中から利用した場合、または、月途中で終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。なお、この場合の「登録日」及び「終了日」とは以下の日を指します。

- ・ 登録日 …ご利用様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に開始した日
- ・ 登録終了日…ご利用様と登録事業者の利用契約を終了した日

初期加算		登録日から起算して30日以内の期間につきましては、上記利用料に本料金が加算されます。また、30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始された場合も同様に加算されます。
1割負担	31円/1日	
2割負担	61円/1日	
3割負担	92円/1日	

* 認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）…主治医意見書・介護認定調査票等に基づき算定となる場合があります。			
認知症加算（Ⅰ）		日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の方 (認知症日常生活自立度Ⅲ以上)	
1割負担	814円/月		
2割負担	1,628円/月		
3割負担	2,441円/月		
認知症加算（Ⅱ）		要介護2の方で、周囲の者による注意を必要とする認知症の方 (認知症日常生活自立度Ⅱ)	
1割負担	509円/月		
2割負担	1,017円/月		
3割負担	1,526円/月		
若年性認知症利用者受入加算	1割負担	2割負担	3割負担
小規模多機能型居宅介護	814円/月	1,628円/月	2,441円/月
介護予防小規模多機能型居宅介護	458円/月	916円/月	1,373円/月
※若年性認知症利用者受入加算の算定要件について 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めること。 認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は算定しません。			

訪問体制強化加算		登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に加算されます	
1割負担	1,017円/月		
2割負担	2,034円/月		
3割負担	3,051円/月		
※ 訪問体制強化加算の算定要件について (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること。 (2) 算定日が属する月における提供回数について、当該事業所における延べ訪問回数が一月当たり二百回以上であること。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一の建物に集合住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費のイ（1）を算定する者の割合が百分の五十以上であって、かつ、イ（1）を算定する登録者に対する延べ訪問回数が一月当たり二百回以上であること			

科学的介護推進体制加算		次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行なった場合に加算されます。
1割負担	41円/月	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚労省に提出していること サービスの提供に当たって、規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
2割負担	82円/月	
3割負担	123円/月	

総合マネジメント体制強化加算		指定小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合に加算されます。
1割負担	1,017円/月	
2割負担	2,034円/月	
3割負担	3,051円/月	

※ 総合マネジメント体制強化加算の算定要件について

- (1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。
- (2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状況に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

(短期利用居宅介護費) (1日につき)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (1割負担)	577円	645円	715円	784円	850円
基本料金 (2割負担)	1,154円	1,290円	1,430円	1,568円	1,700円
基本料金 (3割負担)	1,731円	1,935円	2,145円	2,352円	2,550円
サービス提供体制強化加算 (I) イ	22円 (2割負担の場合は43円 3割負担の場合は64円)				

※ 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算	
介護処遇改善加算 (I)	所定単位数にサービス別加算率 (10.2%) を乗じた単位数で算定となります。
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数にサービス別加算率 (1.5%) を乗じた単位数で算定となります。
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数にサービス別加算率 (1.7%) を乗じた単位数で算定となります。

※ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件について

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除きます。）の改善（以下「賃金改善」といいます。）に関する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該事業者において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む）に届けていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
 - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

※ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件について

- (1) 現行の介護処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得していること。
- (2) 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。
- (4) サービス提供体制強化加算の最上位区分を算定していること。

● その他利用料

摘 要	食 費		宿泊費	おむつ代
通いサービス 基本時間 9:30~16:30	昼食代	おやつ代	/	オムツ (100円/枚) パット (30円/枚)
	600円	100円		
宿泊サービス 基本時間 16:30~9:30	夕食代	朝食代	3,000円 (1泊2日個室)	
	600円	300円	2,500円 (1泊2日 その他の宿泊室)	

- * ご利用者様の選択による趣味教材費及び行事に係る費用につきましては、実費負担とさせていただきます。
- ★ 介護保険負担限度額認定証（食費・居住費の軽減）は適用対象外となります。
- ★ 当事業所は社会福祉法人等利用者負担額減額対象施設になっています。札幌市が生計が困難と判断した場合には利用者負担が減額となる場合があります。
対象となるか確認されたい方は、相談員までお申し出下さい。